《参考資料》

ユニット型特養の設備基準

　全室個室・ユニットケア化によるユニット型特養における設備基準の考え方は次のとおりです。

１．ユニット

ユニットは居室及び共同生活室のほか、洗面施設及びトイレを含むものである。 入居定員は原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

　　　なお、人員配置基準（夜勤の職員配置は２ユニットに一人以上）を遵守するため、　　　フロア毎のユニット数を偶数にすること。

２．居室

　　 居室の定員は１人とする。ただし、夫婦で利用する場合等は、２人部屋とすること

　 ができる（※２つの個室を繋いだものを基本とする）。

　 　居室面積は、個室は１０．６５㎡以上、二人部屋は２１．３㎡以上（洗面設備スペ　　　ースを含み、トイレの面積は含まない。）とすること。

　　　なお、ベッドの位置や向きを変えることができる広さと構造が望ましい。

　　　また、入居者が個室内に使い慣れた家具等を持ち込めるようにすること。

　　＜望ましい設備＞

　　・車椅子の高さに合わせた居室の鍵

　　・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調整できる低床ベッド

・テレビ視聴のための配線

３．洗面設備

　　　居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の１ヵ所に集中して設けるのではなく、２ヶ所以上に分散して設けること。

　　　なお、トイレ内の手洗いは設備構造基準にいう洗面設備には該当しないこと。

　＜望ましい形状＞

　・底がフラットなシンク

　・車椅子利用を想定した高さ

４．トイレ

居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとし

ても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の１ヵ所に集中して設けるのではなく、２ヶ所以上に分散して設けること。

なお、壁で仕切る（アコーディオンカーテンなどは不適切）とともに、車いすがトイ

レ内に入り、扉を閉めることができる広さを確保すること。

また、オゾン脱臭等の臭気対策を講ずること。

５．共同生活室

いずれかのユニットに属するものとし、共同で日常生活を営むための場所としてふ　さわしい形状を有すること。また他のユニットの入居者が当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することが出来ること。

床面積は、２㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積　　　上を標準とすること。

　 談話等をするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない。

また、入居者がその心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、

煮炊きや料理が可能な家庭用キッチンや調理設備を設けること。

＜望ましい設備＞

・食器棚

・冷蔵庫

・電子レンジ

・椅子、ソファ

・車椅子用のシンク、調理台

６．浴室

運営に必要な浴室を設置すること。ユニットごと若しくは隣接するユニットごとに設

けることが適当であること。

なお、ユニットケアでは、入浴介助はマンツーマン方式（一人の介助者が誘導・脱衣・

洗体・入浴等の作業を一貫して行う。）が基本になることを踏まえて、脱衣室や浴室の広さ・構造を検討すること。

＜望ましい設備＞

・手すりや移乗台が設置できる構造

・２方向又は３方向から介助ができる構造

７．準公共的空間（セミパブリックスペース）

　　入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができる

よう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのでき

る場所を設けることが望ましい。

８．廊下幅

　　１．８ｍ以上とすること。ただし、中廊下の幅は２．７ｍ以上とすること。

なお、待避スペースとしてのアルコープなどを設ける場合には、片廊下を１．５ｍ以上に、中廊下を１．８ｍ以上とすることができる。（ただし、手すりの内側から計測する）

※　その他、設備・運営についての詳細は「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成１５年３月３１日厚生省令第４６号）及び『個室ユニットケア型施設計画ガイドライン（個別ケアを支える居住空間のあり方） 社団法人日本医療福祉建築協会編』を参照されたい。